

消防長及び消防署長の資格の基準案における基準設定内容一覧表

1 条例制定の根拠となる法規定 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）

<p>(消防職員の任命)</p> <p>第 15 条 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。</p> <p>2 消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない。</p> <p>3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、同項に規定する者の資格の基準として<u>政令で定める基準</u>を<u>参酌</u>するものとする。</p>
--

2 国の基準と条例案の対比表

国の基準 (市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令（平成 25 年政令第 263 号）)	条例案（規則へ委任する場合を含む。）	基準の類型	基準設定に当たりの考え方
<p>(消防長の資格の基準)</p> <p>第 1 条 消防組織法第 15 条第 3 項に規定する消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準として政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。</p> <p>二 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に 2 年以上あったものであること。</p> <p>三 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。</p>	国の基準どおり	参酌すべき基準	国の基準を参酌して検討した結果、消防長に求められる役割や責務に照らして妥当な基準であると認められることから、国の基準どおりとすることが適切
<p>(消防署長の資格の基準)</p> <p>第 2 条 消防組織法第 15 条第 3 項に規定する消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準として政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に 1 年（<u>消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1 年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間</u>）以上あったものであること。</p> <p>二 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に 3 年（<u>消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3 年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間</u>）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。</p> <p>三 消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に 3 年以上あったもので、<u>消防庁長官が定める教育訓練</u>を消防大学校において受けたものであること。</p>	国の基準どおり	参酌すべき基準	国の基準を参酌して検討した結果、消防署長に求められる役割や責務に照らして妥当な基準であると認められることから、国の基準どおりとすることが適切

消防署長の資格の基準に係る教育訓練及びその期間を定める件（平成 25 消防庁告示第 15 号）

- 1 市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令（以下「政令」という。）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する消防庁長官が定める教育訓練は、次の各号に掲げる課程による教育訓練とし、同条第 1 号及び第 2 号に規定する消防庁長官が定める期間は、それぞれの課程の種別に応じ当該各号に掲げる期間とする。
 - 一 幹部科 4 月
 - 二 上級幹部科 2 月
 - 三 警防科 4 月
 - 四 救助科 4 月
 - 五 救急科 4 月
 - 六 予防科 4 月
 - 七 危険物科 2 月
 - 八 火災調査科 4 月
- 2 政令第 2 条第 3 号に規定する消防庁長官が定める教育訓練は、消防団長科による教育訓練とする。